

福島県街なか再生特別資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、その再活性化を図るため、当該地域を面と捉え、集中的に資金を融資することにより、誰もがゆとりと潤いを感じることができるまちづくりを支援することを目的とする。

2 方 針

県は、この制度の融資を促進するため、予算の範囲内で、取扱金融機関が融資した残高の1/2を目途として財政資金を預託する。

3 定 義

(1) 中心市街地

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第9条第2項第2号に基づき定めた中心市街地の区域をいう。

(2) 近隣商業地域及び商業地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第8項及び第9項に規定する地域をいう。

(3) 協議会

中心市街地活性化法第15条第1項の規定に基づき組織された中心市街地活性化協議会をいう。

(4) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。

4 要 領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫

(2) 融資の条件

融資の対象

ア 県内に事業所を有する中小企業者、又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者。

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に基づき法人格を取得した団体（以下「NPO法人」という。）で県内に事務所を有し、コミュニティビジネスを行うもの。

融資対象の業種

日本標準産業分類（平成19年11月6日総務省告示改訂版）に定める大分類項目のうち、次に掲げる業種とする。

ただし、知事が別に定める業種は対象外とする。

- ・大分類D - 建設業
- ・大分類E - 製造業
- ・大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業
- ・大分類G - 情報通信業
- ・大分類H - 運輸業、郵便業
- ・大分類I - 卸売、小売業
- ・大分類K - 不動産業、物品賃貸業
- ・大分類L - 学術研究、専門・技術サービス業
- ・大分類M - 宿泊業、飲食サービス業
- ・大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業
- ・大分類O - 教育、学習支援業

- ・大分類P - 医療・福祉
- ・大分類Q - 複合サービス業
- ・大分類R - サービス業（他に分類されないもの）

融資対象となる要件

中心市街地の商業地域内（商業地域が定められていない場合は近隣商業地域内）等で、商業施設等を所有若しくは賃借して営業を行っている者又は商業施設等の設置（取得又は賃借）をする者で、かつ、中心市街地の活性化に資するものとして協議会から事前に確認を受けた者。

資金使途

運転資金、設備資金

融資限度額

運転資金 5,000万円

設備資金 1億円

ただし、中心市街地の活性化に対して貢献が著しいと市町村長が特に認めた場合には下記の限度額とする。

運転資金 8,000万円

設備資金 2億円

融資期間

10年以内（うち据置期間1年以内）

ただし、不動産を取得し、かつ、これに担保権を設定するものは15年以内（うち据置1年以内）

返済方法

分割返済とする。

融資利率

要綱4(2) アにあって、信用保証協会の保証を付す場合	変動	年1.6%以内
	固定	年2.0%以内
要綱4(2) アにあって、信用保証協会の保証を付さない場合	変動	年2.1%以内
	固定	年2.5%以内
要綱4(2) イにあっては、	固定	年2.8%以内

保証人及び担保

法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

信用保証料

必要により保証協会の保証付きとする。（保証付きの場合、責任共有制度対象）

ただし、NPO法人は保証対象外となる。

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分									
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者（会計参与設置会社を含む）については年0.1%、有担保保証は年0.1%、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。

(3) 申込場所

取扱金融機関本・支店

(4) 申込期間

平成25年3月31日までとする。

5 その他

- (1) 融資利率のうち変動金利については、原則として3月及び9月に見直しを行い、新規分については4月1日及び10月1日から、既貸付分については5月1日及び11月1日から適用する。
- (2) 融資を受けようとする者は、協議会から事前に確認を受けた後に、「福島県街なか再生特別資金申込書」(様式第1号)により、取扱金融機関に対して本制度資金の融資の申込を行うものとする。
- (3) 取扱金融機関は、保証無しで融資を行った場合、その月分の融資状況を翌月10日までに「福島県街なか再生特別資金(保証無)融資実行報告書」(様式第2号)により知事に報告するものとする。
- (4) 知事が必要と認めるときは、融資申込者若しくは融資を受けた者、協議会、取扱金融機関若しくは保証協会に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。
- (5) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。
- (6) この要綱に定めのない事項については、「福島県街なか再生特別資金融資制度取扱要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
 - 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
 - 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
 - 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
 - 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月22日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。
- 3 要綱3(1)で規定する中心市街地は、平成20年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第6条第2項第2号により定めた区域とすることができる。
- 4 要綱3(3)で規定する協議会は、平成20年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第18条第3項の認定を受けた認定構想推進事業者とすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。
- 3 要綱3(1)で規定する中心市街地は、平成23年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第6条第2項第2号により定めた区域とすることができる。
- 4 要綱3(3)で規定する協議会は、協議会が設立されていない場合にあっては、平成23年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第18条第3項の認定を受けた認定構想推進事業者とすることができる。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。
- 3 要綱3(1)で規定する中心市街地は、平成24年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第6条第2項第2号により定めた区域とすることができる。
- 4 要綱3(3)で規定する協議会は、協議会が設立されていない場合にあっては、平成24年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第18条第3項の認定を受けた認定構想推進事業者とすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。
- 3 要綱3(1)で規定する中心市街地は、平成25年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第6条第2項第2号により定めた区域とすることができる。
- 4 要綱3(3)で規定する協議会は、協議会が設立されていない場合にあっては、平成25年3月31日までの間は、改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第18条第3項の認定を受けた認定構想推進事業者とすることができる。